

二次募集を開始しました！

2024年度

# 広島港 輸出・輸入コンテナ貨物 支援事業のご案内

対象期間：2024年4月1日～2025年3月31日

募集期間：2024年6月6日～2024年11月29日

## 広島港コンテナ貨物支援事業とは

対象期間中に **新規利用** または **県外港からの利用転換** により、  
広島港でコンテナ貨物を **10TEU以上** 輸出入した場合、

広島港を新たに利用した

**荷主** に対して  
1TEUあたり **5,000円** 交付

**東南アジア** 発着の貨物は  
1TEUあたり **5,000円追加** 交付

1事業者あたり最高

**100万円**

広島港の利用を上記の荷主に提案された

**フォワーダー** に対して  
1TEUあたり **2,500円** 交付

1事業者あたり最高

**20万円**

詳細はウラ面へ

## 【お問合せ先】

広島港振興協会 事務局 （広島県土木建築局港湾振興課内）

電話 082 (513) 4033

メール dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

# 事業の概要

対象期間	2024年4月1日から2025年3月31日	
対象者	<b>荷主の場合</b> 船会社が発行する船荷券[B/L]に <b>荷送人(ShipperもしくはConsignee)として 記載されている荷主</b>  船荷券に荷主として記載されていない場合でも、 フォワーダー(ハウス)B/L等にて実荷主であること が確認できれば補助対象者といたします。	<b>フォワーダーの場合</b> <b>貨物利用運送事業法</b> に規定する 国土交通大臣の <b>登録</b> (第一種貨物利用運 送事業)または <b>許可</b> (第二種貨物利用運送事 業)を受けた事業者、 もしくは <b>港湾運送事業法</b> に規定する 国土交通大臣の <b>許可</b> (一般港湾運送事業 等)を受けた事業者 等
	いずれも日本国内に事業所を有する者に限ります。	
対象事業	<b>新規利用</b> または <b>県外港からの利用転換</b> により広島港で輸出入された <b>コンテナ貨物が10TEU以上</b> <small>※TEUは「Twenty-foot Equivalent Units」の略で、20フィートコンテナ1個が1TEUとなります。40フィートコンテナ1個は2TEUに換算されます。</small>	
委託料	<b>東南アジア発着の貨物の場合</b> コンテナ1TEUあたり <b>10,000円</b> を交付	コンテナ1TEUあたり <b>2,500円</b> を交付
	<b>東南アジア発着以外の貨物の場合</b> コンテナ1TEUあたり <b>5,000円</b> を交付 <small>※東南アジアとは、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、 フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスとする。</small>	
限度額	1事業者あたり <b>最高100万円</b>	1事業者あたり <b>最高20万円</b>

## 事務処理の流れ

1	<b>事業提案書の提出(締め切り:11月末)</b> 対象期間に対象事業を達成する見込みがあるときは、下記の書類に所要事項を記入の上、事務局へ提出してください。 <b>①事業提案書</b> ※1 <b>②事業計画内訳書</b> <b>③誓約書</b> <b>④船荷券[B/L]</b> <b>⑤提案証明書</b> ※2 <small>※1 船社B/LではなくフォワーダーB/LのShipperである場合、フォワーダーとの連名で申請してください。 ※2 フォワーダーの申請では、荷主企業から「フォワーダーからの提案等により広島港を新たに利用した」旨を証する書面を提出いただきます。</small>
2	<b>審査</b> 1で提出していただいた内容をもとに事業者を決定します。
3	<b>実績報告提出・委託料確定・交付</b> 「実績報告書」を提出いただいた後、委託料をお支払いします。

様式のダウンロード・航路一覧などは

広島のみなど

検索 からご覧ください。

お問合せ

広島港振興協会

事務局

広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当  
〒730-8511広島市中区基町10-52



082-513-4033

FAX

082-223-2463

E-Mail: dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp